

審議結果（令和 4 年度第 1 回）

審議会等名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 4 年 9 月 1 日（木曜日）18 時 05 分から 18 時 55 分まで

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室及び Web 会議

出席者【会長・副会長等】

佐藤宏之委員【会長】、藤本雅子委員、浅見龍介委員、内田青蔵委員、山崎祐子委員、谷口貢委員、鈴木淳委員、中島圭一委員、谷川章雄委員、石川正弘委員、金子弥生委員、鈴木伸一委員

次回開催予定日

令和 4 年 11 月ごろ

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、藤田

掲載形式

議事録

議事概要とした理由

審議経過

（文化遺産課長）

ただ今から、令和 4 年度第 1 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

本日の審議会は、神奈川県文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づく定足数 9 名のところ 12 名の委員の方に御出席いただいておりますので、成立しております。

はじめに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱において、附属機関による会議の非公開の決定は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとされています。

本日の審議内容については、特段非公開としなくても良いのではないかと考えておりま

すので公開としたいと考えております。公開の方法は傍聴としますが、これについて御異議はございませんか。

(全委員) <異議なし>

(文化遺産課長)

よろしいでしょうか。御異議がないようでしたら、そのように進めさせていただきます。

なお本日の傍聴者はありません。

(文化遺産課長)

それでは会長、副会長の選出に移らせていただきます。まず、会長の選出を行います。文化財保護審議会条例第3条により互選による選出となっております。御意見のある方は御発言をお願いいたします。

委員の皆様、御意見はございませんか。

(全委員) <意見なし>

(文化遺産課長)

委員の皆様からの御意見がないようですので、事務局から御提案させていただきます。会長につきましては前期に引き続き、佐藤委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(文化遺産課長)

佐藤委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

皆様の御承諾をいただきましたので、謹んでお引き受けいたします。

(文化遺産課長)

ありがとうございます。佐藤委員に御承諾いただきましたので、ここから佐藤会長に、この後の進行をお願いいたします。

(佐藤会長)

はい、わかりました。それではさっそく引き続き副会長の選出を行います。

文化財保護審議会条例第3条によりまずと副会長についても、委員の互選による選出となっております。

委員の皆様、御意見、御推薦等は、ございませんか。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

特に御意見がないようでしたら、前期に引き続き、藤井(恵介)委員に副会長をお願いできればと思いますが、藤井委員は御出席されていないのですが、委員の皆様いかがでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(佐藤会長)

委員の皆様からも御了解いただきましたので、藤井(恵介)委員に副会長をお願い

したいと思います。御本人は欠席されておりますが、藤井（恵介）委員には後ほど事務局から承諾の確認を取って御了解いただくよう、よろしくお願いいいたします。

（谷口副課長）

それでは、ここで、会長から御就任の一言お願いいいたします。

（佐藤会長）

わかりました。ここ何期か会長をさせていただいておりますけれども、今期もどうかよろしくお願いいしたいと思います。私事ではありますが、この3月で私も大学は定年退職をしたのですが、やや異例な形ですけれども、引き続き大学の方には特任研究員として勤めておりますので、肩書としては名簿に記載があります名誉教授として御認識いただければいいかなと思います。今回も2年間委員の皆様方の御協力御指導を仰いで努めさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいいたします。

（佐藤会長）

それでは引き続き、議事を進行したいと思います。次に、部会委員の指名についてですが、条例により「部会に属する委員は、会長が指名する。」となっております。事務局から何か御提案はありますか。

（谷口副課長）

ございます。それでは事前にお送りしております、「神奈川県文化財保護審議会委員部会別名簿（案）」を御覧ください。

（佐藤会長）

皆様、名簿を御確認ください。よろしければ、事務局が用意しました「部会別名簿（案）」のとおり指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議等ございますか。

（全委員） <異議なし>

（佐藤会長）

それでは御承諾いただいたということにさせていただきますので、お手元の名簿（案）の（案）を消していただき、正式なものとし、会長として指名いたしますのでよろしくお願いいいたします。

（佐藤会長）

続きまして、部会長の選出に移ります。条例により「部会長は、部会に属する委員の互選による。」となっております。第1部会の委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

（浅見委員）

稲本委員がよろしいのではないかと思います。

（佐藤会長）

稲本委員ですか。はい、わかりました。他にございますか。

（藤井雅子委員）

稲本先生でお願いいいたします。

(佐藤会長)

わかりました。

(佐藤会長)

第2部会の委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

(山崎委員)

谷口先生ぜひお願いいたします。

(佐藤会長)

わかりました。他になければ、第3部会の方にいきたいと思います。第3部会の委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

(中島委員)

谷川先生にお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

(佐藤会長)

第3部会よろしいですか。では、第4部会の委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

(石川委員)

鈴木先生にお願いできればと思っております。

(佐藤会長)

はい、ありがとうございます。各部会の委員の方々から御推薦がありましたので、ちょっと私の方で整理させていただきます。

第1部会は前期に引き続き、稲本万里子委員にお願いできればと思います。次に第2部会ですが、前期に引き続き谷口貢委員にお願いできればと思います。次に第3部会ですが、こちらも前期に引き続き谷川章雄委員にお願いしたいと思います。最後に第4部会ですが、前期に引き続き鈴木伸一委員にお願いできればという御意見が出ております。

(佐藤会長)

委員の皆様、各部会の部会長ですが、以上の御推薦に対し御意見等ございますか。

(各部会委員) <異議なし>

よろしいですか。それでは御異議がないようですので、各部会の部会長はいま申し上げたとおり、第1部会の部会長は稲本万里子委員に、第2部会の部会長を谷口貢委員に、第3部会の部会長を谷川章雄委員に、そして第4部会の部会長を鈴木伸一委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

それでは、議題に入ります。

報告事項ア「国指定文化財の指定等について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1「国指定文化財の指定等について」を御覧ください。まず項番1「国指定重要無形民俗文化財の指定」について説明させていただきます。文部科学省は令和4年3月23日付け官報において、「箱根の湯立獅子舞」(箱根町)について新たに国の重要無形民俗文化財に指定する旨の告示を行いました。この告示により、本県の国指定重要無形民俗文化財は累計

で7件となります。なお、詳細につきましては、国の文化審議会答申の際に説明させていただきましたので、割愛させていただきます。お手数ですが後ほど、お手元の資料を御確認いただくようお願いいたします。

続きまして項番2「国指定史跡の追加指定」についてです。文部科学省は、令和4年3月15日付け官報において、国指定史跡「橘樹官衙遺跡群」（川崎市）、「小田原城跡」（小田原市）について指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件、内訳は史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件となります。こちらにつきましても、国の文化審議会答申の際に説明させていただきましたので、詳細な説明は割愛させていただきます。お手数ですが資料の御確認をお願いいたします。

頁をめくっていただきまして項番3「国登録有形文化財（建造物）の新規登録」です。文部科学省は、令和4年2月17日付け官報において、「旧澤田家別荘」（横須賀市）ほか7件（計5箇所）を登録有形文化財（建造物）に登録する旨の告示を行いました。この告示により、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で292件、箇所で見ると、153箇所となります。こちらにつきましても、国の文化審議会答申の際に御説明させていただきましたので、詳細については割愛させていただきます。のちほど資料の御確認をよろしく願います。

資料1「国指定文化財の指定等について」の説明は以上となります。

（佐藤会長）

はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありましたが、このことについて委員の皆様の方から御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。

（全委員） <意見・質問無し>

（佐藤会長）

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次に報告事項イ「県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」事務局から報告をお願いします。

（事務局）

それでは、事務局より報告事項イ「県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」報告いたします。資料2を御覧ください。

本件については、前々より文化財保護審議会にて協議、報告をしております、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更の件でございますが、今回より新しく着任されました委員の方々がおりますので、報告に先立ち、改めて概要について御説明したいと思います。

それでは資料2の「別紙」の図面を御覧ください。

対象の文化財につきましては、横須賀市佐島に所在する『県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」』でございます。当該文化財は、「生物、植物、地質上の貴重な自然が豊富な資料としてせまい地域に調和している」などの理由により、昭和40年に県指定

天然記念物及び名勝に指定されました。また、昭和 50 年には追加指定により指定範囲が拡大されております。別紙の図面上の赤線で示した範囲が現在の指定範囲でございます。本件につきましては、令和 3 年 1 月に図面上の指定範囲北東部において、事業者が県文化財保護条例上で規定する現状変更許可を得ることなく、無許可で現状変更を行ったことが発覚したものでございます。

事業者及び工事期間は別紙に記載のとおりでございます。工事内容につきましては、大きく 2 点でございます。1 点目は漁礁兼消波堤の新設でございます。また、この新設に伴い、昭和 63 年に現状変更許可を行った既設の消波堤の一部移設を行っております。

工事内容の 2 点目は、工事船の作業水深の確保に伴う、海底の浚渫でございます。

以上が無許可現状変更の内容でございます。それでは、資料 2 にお戻りください。「1 経緯」の三つ目の○の「参考」を御覧ください。先ほど御説明しました無許可現状変更について、県教育委員会では検討の結果、令和 3 年 5 月 10 日付けで事後の現状変更許可を行いました。ただし許可条件として、事業者はモニタリング調査を実施の上、その調査の結果「今回の現状変更が当該文化財の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずること」とし、また、許可の効力が生じた場合にあっては長期的な影響等を把握するため、3 年間のモニタリング調査を実施することなどを許可条件として設定いたしました。

その後につきましては、「1 経緯」の一つ目の○に記載のとおり、事業者は令和 3 年 6 月にモニタリング調査を実施し、その調査結果を踏まえ、県教育委員会は令和 3 年 9 月 2 日付けで、「今回の現状変更が当該文化財の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならない」ことを確認し、同日に事業者に対して許可効力の発生に関する通知書を手交いたしました。許可効力の発生後につきましても先程御説明いたしました、令和 3 年 5 月 10 日付けの許可条件に基づき、事業者はモニタリング調査を 3 年間継続することとしております。

「1 経緯」の二つ目の○を御覧ください。以上、前置きが長くなりましたが、今回の主題としましては、このたび事業者である横須賀市大楠漁業協同組合が許可条件に基づき、第 3 回目及び第 4 回目のモニタリング調査を実施し、調査報告書を提出したことを受け、県教育委員会が行った対応について報告するものです。

「2 県教育委員会の対応」の一つ目の○を御覧ください。第 3 回調査報告書の提出を受けて開催した、令和 3 年度第 3 回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行った結果、次のことが確認されました。なお、本モニタリング調査報告検討委員会につきましては、今回の件を受け、当該文化財のモニタリング調査について専門的見地から県教育委員会に対し助言を行うことを目的として、令和 3 年 7 月 12 日に設置した委員会でございます。

それでは改めまして、令和 3 年度第 3 回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行った結果、次のことが確認されました。

ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。イ ただし、底質及び底生生物調査に係る、浚渫された消波堤内側のデータ について、今後の経過を注視してい

く必要がある。以上のことが確認されました。

続きまして、「2 県教育委員会の対応」の二つ目の○を御覧ください。第4回調査報告書の提出を受けて開催した、令和4年度第1回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行った結果、次のことが確認されました。

ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。イ ただし、底質及び底生生物調査に係る、浚渫された消波堤内側のデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。ウ 今回をもって1年間の調査結果が蓄積されたことから、これを基準とし、今後の推移を注視していく必要がある。以上のことが確認されました。

最後に「3 今後の予定」につきましては、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、事業者は、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間4回のモニタリング調査を残り2年間継続して実施いたします。

なお、令和4年6月23日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、事業者は第5回目のモニタリング調査を実施しました。また、8月16日に令和4年度第2回モニタリング調査報告検討委員会を開催いたしました。こちらの結果等につきましては、次回の文化財保護審議会の中で御報告いたします。

また二つ目の○に記載のとおり、継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合は、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請してまいります。報告事項イの説明は以上となります。

(佐藤会長)

御説明ありがとうございました。委員の皆様から、御質問・御意見等はありませんか。こちらだいたい時間がかかっておりますけれども、引き続きモニタリング調査は続けていただきたいと思います。

(全委員) <質問・意見無し>

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次に、報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」報告いたします。資料3及を御覧ください。まず、項番1「本禅寺本堂」における、外陣床仕上げの変更に伴う現状変更です。厚木市飯山において、外陣床仕上げを板張から畳敷に変更するものです。現況以前には畳敷であった可能性が高いことが確認されるなど、建物の文化財価値への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、史跡・名勝の現状変更の状況について御説明いたします。

まず、項番2「河村城跡」における、説明板設置に伴う現状変更です。足柄上郡山北町山北の指定地内において、説明板の設置を行うものです。

掘削を伴うものの、過去の盛土の範囲に収まり、地下遺構への影響は軽微であると判断さ

れることから、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、項番3「東高根遺跡」における、土系舗装に伴う現状変更です。川崎市宮前区神木本町2丁目の指定地内において、土系舗装による園路整備を行うものです。掘削を伴うものの、過去の立会調査では掘削深度以上の表土が確認され、掘削は表土内に収まるなど、地下遺構への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、項番4「河村城跡」における、遊歩道整備等に伴う現状変更です。足柄上郡山北町岸の指定地内において、遊歩道の整備、樹木伐採を行うものです。掘削を伴うものの、過去の発掘調査で当該地は掘削深度以上の保護層が確認されるなど、地下遺構への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番5「江ノ島」における、説明板設置に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、江ノ島山二つの地層に関する説明板の設置を行うものです。掘削を伴うものの、当該地は石垣裏込め土であり、埋蔵文化財は存在しないと判断されることから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番6「江ノ島」における、壁塗装及びパーゴラ設置等に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、建造物の壁塗装、パーゴラの設置を行うものです。本現状変更に伴い、掘削は行われなことから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、項番7「江ノ島」における、体験展示施設確認調査に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、試掘等の確認調査を行うものです。藤沢市埋蔵文化財専門職による試掘調査であり、遺構確認面に達した時点で掘削は完了し、記録をとり埋め戻されることなどから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、項番8「江ノ島」における、木製デッキ設置に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、既存遊具横に木製デッキの設置を行うものです。掘削を伴うものの、過去の工事による盛土部分の範囲内であることから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更の状況について御説明いたします。

項番9「東高根のシラカシ林」における、モウソウチク等の伐採に伴う現状変更です。川崎市宮前区神木本町2丁目の指定地内において、モウソウチク、メダケ等の伐採除去を行うものです。モウソウチク等の侵入によりシラカシ林に影響を及ぼすなど、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番10「早雲寺林」における、危険木の剪定等に伴う現状変更です。足柄下郡箱根町湯本の指定地内において、危険木の剪定、枯損木の伐採を行うものです。電線への接触や道路上への倒木等が懸念されるなど、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番 11「天神島、笠島及び周辺水域」における、モニタリング調査に伴う現状変更です。横須賀市佐島三丁目の指定地内において、消波堤周辺水域のモニタリング調査を行うものです。海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番 12「ギフチョウとその生息地」における、現地調査に伴う現状変更です。相模原市緑区牧野の指定地内において、出現状況等の確認調査を行うものです。放蝶由来と考えられる個体が確認されたことを受けて県で実施している確認調査であり、異個体ではない場合はその場で解放するなど、天然記念物への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番 13「ギフチョウとその生息地」及び「キマダラルリツバメとその生息地」における、防災工事に伴う現状変更です。相模原市緑区牧野の指定地内において、造成工事、樹木伐採等を行うものです。樹木の伐採等を行うものの、ギフチョウ及びキマダラルリツバメの生息環境であった可能性は極めて低いことが確認されるなど、天然記念物への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、項番 14「大磯高麗山の自然林」における、危険木の伐採に伴う現状変更です。中郡大磯町高麗字高麗山の指定地内において、危険木の伐採を行うものです。倒木等の恐れがあるなど、樹叢の安全管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、項番 15「天神島、笠島及び周辺水域」における、モニタリング調査に伴う現状変更です。横須賀市佐島三丁目の指定地内において、消波堤周辺水域のモニタリング調査を行うものです。海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番 16「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」における、樹木剪定に伴う現状変更です。小田原市城山の指定地内において、樹木の剪定を行うものです。車両等の通行時に妨げになっているなど、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

最後に項番 17「早雲寺林」における、支障木の剪定等に伴う現状変更です。足柄下郡箱根町湯本の指定地内において、樹木の剪定、土のうの設置を行うものです。電線への接触や道路上への枯損枝の落下等が懸念されるなど、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。報告事項ウの説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御質問・御意見等がありましたらお願いします。

(鈴木伸一委員)

項番 10 の天然記念物「早雲寺林」について、別紙資料に剪定がカシ 2 本、枯損木の伐採カシ 2 本とあるのですが、樹林の指定ですので、全体の森林管理の方と関係してきますから

単なる「カシ」ではなく具体的に「シラカシ」を切ったとか「アラカシ」を切ったとか、具体名を挙げて記録をしておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(佐藤会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。以後気を付けて資料の方でもより分かりやすく記載できればと考えております。

(佐藤会長)

今後、事務局の方で気を付けていただくということで、よろしいですか。

(鈴木伸一委員)

特に「カシ類」等は「カシ」で一括してしまう傾向にありますので、生物を扱っていますから、きちんとした種名で記録していただければと思います。

(佐藤会長)

記録をよろしくお願いします。他にございますか。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

それでは特にないようですので、報告事項はこれで終了とします。

以上で予定していた議題については、終了いたしました。次に「その他」になりますが、委員の皆様がたから、なにか御意見・御提案等ございますか。

(佐藤会長)

よろしいですか、特にないということでしょうか。それでは、事務局から、何かありますか。

(谷口副課長)

はい、資料は特に用意してございませんが、前回の審議会で県指定の答申をいただきました大磯町高来神社の神像群につきましては、令和4年3月18日をもって県指定重要文化財に指定されたということでございますので、御報告いたします。この指定に際しましては、浅見委員をはじめ第1部会の委員の皆様には大変お世話になりました。改めて感謝申し上げます。

(谷口副課長)

それでは部会の件でございます。本来であれば、審議会に先立ち部会を開催し、審議会で御報告となるわけですが、今回は急遽リモート併用会議に変更させていただきました。その関係上、事前に部会を開催することができませんでした。本審議会で部会員が決定いたしましたので、部会の開催につきましては、当課部会担当者から改めて御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

部会については改めて開催の連絡が事務局から行われるということですが、委員の皆様、何か御意見はございますか。

(全委員) <意見なし>

よろしいでしょうか。それでは、部会開催については、そのようにしたいと思います。他に事務局から何かありますか。

(谷口副課長)

次回の日程をお決めいただければと思います。

(佐藤会長)

事務局に案はございますか。

(谷口副課長)

11月上旬から中旬、会場は横浜市内で開催させていただくということではいかがでしょうか。

(佐藤会長)

ただいま事務局から11月上旬から中旬という提案がございました。会場は横浜市内ということですから、対面を目指すということですよ。これでよろしいでしょうか。何か御意見ございますか。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

それでは、11月上旬から中旬とする方向で、事務局で調整することといたします。令和4年度第1回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。

(以上)